

地域福祉コーディネーターをご存知ですか？

地域共生社会の実現に向けて、地域で起こるさまざまな問題や既存の行政施策だけでは対応しきれない生活課題の解決にあたるため、都内では、社会福祉協議会を中心に地域福祉コーディネーター等の設置が進められています。

今回の特集は、こうした新たな専門職の位置づけや地域で期待される役割、都内における活動の様子をお伝えします。

地域における新たな専門職

地域住民が抱える困り事や悩み事は、経済的困窮や社会的孤立をはじめ、要介護の親と障がいのある子の世帯やゴミ屋敷（セルフネグレクト）など、複合化・多様化しています。従来の保健・医療・福祉といった分野別、あるいは年齢や障がいの有無等の対象別に設計されている現在の制度のみでの対応の限界も指摘されています。

民生児童委員（以下、委員）は、こうした制度のは

ざまやすき間、また制度対象外の住民に対しても包括的・総合的に支援してきま

したが、困難さを増す課題に対し、委員だけでは対応しきれないケースも見られます。そこで、住民参加に基づき地域の支え合いの力を高め、住民間や住民と地域の関係者をつなぐネットワークを構築し、また、地域の課題解決に向けた地域資源を開発する取り組みが必要になりました。

現在、こうした役割を担う人材として「地域福祉コーディネーター」（以下、「コーディネーター」）が注目され

ています。「コーディネーターは、主に中学校区域を活動拠点とし、あらゆる地域課題や生活課題を受け止める体制づくりを進めます。さらに、住民が我がまちと感じられる小学校区域に向き、住民主体の活動の立ち上げや、困難な課題の拾い上げといった取組みを行います。」

個別支援と地域支援

コーディネーターの主な活動内容は、住民や地域のニーズを把握し、ネットワークを構築・駆使して支援が必要な人を行政や関係機関に適切につなぐことです。具体的には、住民への「個別支援」と、地域づくりを行う「地域支援」といえます。

「個別支援」には、制度のはざまにある課題や複雑な事情を抱えた住民に寄り添い、支援する「直接支援」と、地域住民や行政・関係機関等と連携して個人を支援

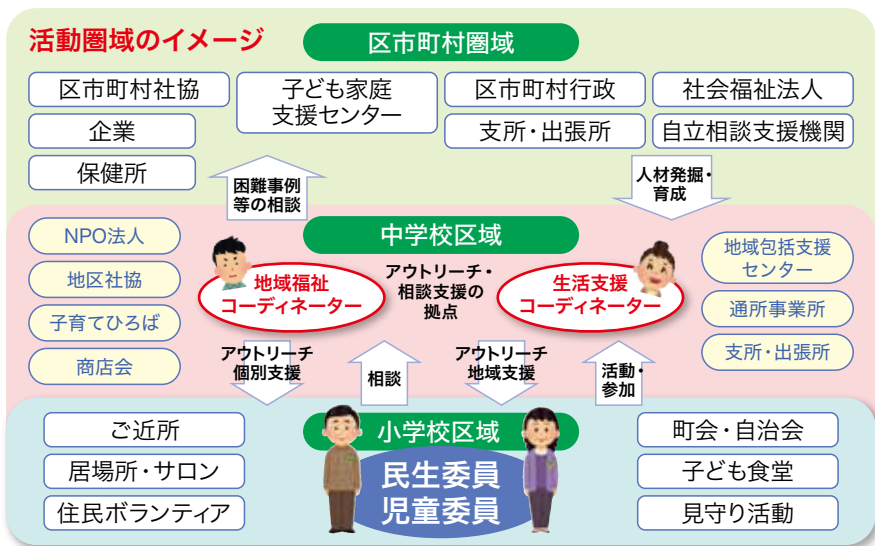
する「間接支援」があります。

「地域支援」としては、地域の様子や住民のニーズを把握する関係形成が重要で、住民主体の活動や新たな地域の仕組みづくりなどの立ち上げ支援

地域の居場所や仕組みなどの運営が軌道に乗るよう伴走する運営支援があります。

名称・設置状況はさまざま

このような住民主体の活動支援と地域づくりを担う人材を「コミュニティソーシャルワーカー」（CSW）という名称で呼ぶ地域もあります。また、介護保険



制度に基づく生活支援「コーディネーター」など、役割が重なる専門職もいます。しかし東社協では、これらの専門職を「地域福祉コーディネーター」と総称しており、必ずしも分野の活動に限定せず、地域支援や個別支援に柔軟に取り組むことが期

待されていることから、一人の職員が役割を兼務する地区も見られます。

各地の実践活動

私たち民生児童委員には、コーディネーターと密接に連携して地域の課題に対応することが期待されています。

都民連では、本年八月に実施した常任協議員研修会で「コーディネーターをテーマに取り上げ、文京区と調布市から実践報告いただきました。

(1) 文京区の取り組み

文京区では当初、モデル



こまじいのうちの取り組みを聞く学生たち(文京区)

地区から順次区内4つの単位民児協に相当する圏域に1名ずつ配置が進み、地域の相談に十分対応できるよ

う、平成28年度から生活支援コーディネーターを兼務する形で4名を増員。現在は各圏域で2名ずつ計8名が活動しています。ゴミ屋敷や社会的孤立等の個別相談の他、サロンや子ども食堂を立ち上げたいといった地域支援の相談も多く寄せられており、委員からの情報提供がきっかけになることも少なくないそうです。

地域の居場所づくりにも力を入れ、平成25年10月からオープンした「こまじいのうち」は、空き家を利用して乳幼児から高齢者まですべての世代の交流の場として地域に根付きました。立ち上げにはコーディネーターを通じて地域の委員も協力し、お茶を飲みながらのおしゃべりやビーズ教室、脳トレ健康麻雀など参加者の発案でさまざまな活動を

行っており、区内には同様の居場所が続々と誕生しています。

(2) 調布市の取り組み

調布市は、市内を東西南北に分けた地域に1名ずつの配置でしたが、現在は増員して6名体制で活動しています。今後は各圏域2名ずつ計8名を配置する予定です。

個別支援・地域支援にあたっては地域に向向くことで、委員や住民からこの関係機関ともつながっていないケースについて情報提供され、支援が始まることも多いそうです。中には、委員より「高齢の母親が、生活費に困っている上に同居している無職の息子の今後の生活も心配」といった複数の課題が絡み合ったケースの相談もありました。この相談では、無職の息子さんとの関係形成から始めて就労定着支援を行うとともに、高齢の母親を権利擁護センターやデイサービ

スにつなぐなど、10カ月以上にわたって支援しました。その間には、関係機関や委員を交えて何度もケース会議が行われました。

こうした相談は、地域で生活する民生児童委員や住民でないと気付けなこともあるため、今後も地域からの情報提供という形でフォローしてほしいとのことでした。また、一つの事例を一緒に対応することでお互いの関係がより深められるので、気軽に「コーディネーターに声をかけるなど、日頃から何気ない会話ができる関係をつくりたいと感じているそうです。

関係づくりから始めよう

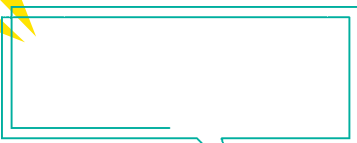
研修会では、専門職とのよりよい協力体制を考える上で、委員ならではの強みや独自性を再確認しました。グループからは「同じ地域で生活している」「地域のきめ細かな情報を得やすい



子ども食堂ではその日の段取りを確認中(調布市)

「継続的な支援ができる」などの意見が出ましたが、これらはまさに委員ならではの「強み」です。今後、長年にわたり担ってきた幅広い関係者との連携や協働のもとで課題を抱えた住民を早期に把握し、支援への架け橋となる実践を続けながら、より良い地域を共につくる関係を築けると良いでしょう。

例えば、まずは定例会にコーディネーターを招いて意見交換をしたり、地域の事例を報告し合う機会を持つたりしてはいかがでしょうか。




 東京都社会福祉協議会 福祉実践事例ポータルサイト

実践事例ポータル
<http://fukushi-portal.tokyo/>




「児童虐待に関する対応の記入について」

○今回は、児童虐待の発見や支援に関わった際の記入について紹介します。

日・曜日	活動概要	相談・支援件数		その他の活動件数	訪問回数	連絡調整回数		活動日数
		内	分	の要保護児童の発見 通告・仲介	そ の 他	委員相互	関係の 他 関	
				(6)	(8)	(9)	(10)	(11)
4日 (火) ①	散歩中に、住宅から男性の怒鳴り声と、女の子の激しい泣き声が聞こえた。しばらく様子を見守っていたが、一向に収まらず心配になり、民児協会長と子家センへ連絡した。			—		—	—	○
19日 (水) ②	以前より子家センから見守り依頼されていた虐待が疑われる家庭について、家の外から様子を伺った。留守なのか全く本人や家族の状況が分からなかったため、その旨を子家センへ連絡した。				—		—	○
25日 (火) ③	別の虐待ケースとして関わっていた小学4年生のA子ちゃんへの今後の支援について、校長・担任・スクールソーシャルワーカー・子家セン担当者・児童福祉司・主任児童委員で話し合った。	(4)	(18)			—	正	○

- 【記入のポイント】①⇒委員自身が発見した、虐待が疑われるケースを民児協会長と子家センに連絡したので、「要保護児童の発見の通告・仲介(6)」と連絡調整回数の「委員相互(9)」と「その他の関係機関(10)」に記入します。
- ②⇒子家センからの依頼で見守りしているため、子家センとのやりとりは「その他の関係機関(10)」に記入します。また、この場合の見守りでは、本人・家族の状況が分からなかったため、訪問回数の「その他(8)」に訪問した回数を記入します。
- ③⇒関係者同士で今後の対応や支援等について、相談・調整や協議(ケース会議等)を行った場合は、相談・支援件数に記入します。また、その場に一緒にいた方と連絡調整できたと捉え、関係機関・団体及び民生児童委員の人数を「連絡調整回数」に記入します。
- ・内容別相談・支援件数…「子育て・母子保健(4)」/分野別相談・支援件数…「子どもに関すること(18)」



ミンジーレポート

こんなに違う!? 世界の福祉

第3回

「ノルウェーの育児休業制度」

日本では子どもが産まれた後に両親が利用できる育児休業制度、いわゆる育休があるよね。でも残念ながらお父さんの育休取得率はあまり高くないみたい。

一方、ノルウェーではお父さん限定で利用できる「パパ・クオータ」という休暇制度があるんだよ。この休暇は、お父さんが利用しなければなかったことになってしまうそう。だからノルウェーでは、この制度をきっかけにお父さんの育児参加が進んでいるんだって。

日本には、両親が共に育休を取るとその期間が延長される「パパ・ママ育休プラス」というものがあるよ!

お母さんもお父さんも育児に参加できれば、両親共に「働く権利」、「育児に参加する権利」が守られるね。

← 最長54週間 →		
母義務	父または母が取得	父親のみ取得可
産前休暇・産後休暇 (9週間)	育児休暇 (39週間)	パパ・クオータ (6週間)

編集委員

小田島真理子(千代田区) 田中 千津子(文京区)
山内 壽子(品川区) 安井 敦子(豊島区)
宮本 勝男(足立区) 五辺 博子(狛江市)
石川 謙一(府中市) 森田 節子(清瀬市)
北村 実(昭島市)

編集協力

池永 和子
(都民連副会長: 広報担当)

編集後記

編集委員会では、各号で取り上げる内容に関連して、地元の取り組み状況なども情報交換しています。わが町府中は「市民協働都市宣言」をしており、市民や行政・企業・市内で活動する各団体などが、それぞれ得意なことを生かし、協力して地域での課題解決を目指しています。今回特集で取り上げた、地域福祉コーディネーターには課題解決に向けた実務的な取りまとめ役として、大いに期待しているところです。

石川謙一

発行

東京都民生児童委員連合会
〒162-0823
新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
TEL: 03 (3235) 1163 FAX: 03 (3235) 1169
E-mail: tominren@tcsw.tvac.or.jp
年4回発行 印刷: 株式会社トライ